

添付法令資料 4 :

シャリーア経済事件の解決手続に関する 2016 年 12 月 22 日付
インドネシア共和国最高裁判所規則 No.14 (目次)
同月 29 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	範囲 (第 2 条)
第 3 章	簡易な手続による事件審理手続 (第 3 条及び第 4 条)
第 4 章	判決 (第 5 条及び第 6 条)
第 5 章	通常の手続による事件審理手続 (第 7 条)
第 6 章	シャリーア経済紛争の審理段階
第 1 節	呼出し手続 (第 8 条)
第 2 節	公判 (第 9 条)
第 3 節	和解勧試 (第 10 条)
第 7 章	立証 (第 11 条)
第 8 章	判決 (第 12 条)
第 9 章	判決の執行 (第 13 条)
第 10 章	経過規定 (第 14 条)
第 11 章	終則 (第 15 条)